

地域振興に係る補助金交付要綱細則

平成 2年5月22日 制定
〔平成18年2月23日一部改正〕
〔平成23年3月 2日一部改正〕
〔平成24年2月17日一部改正〕
〔平成26年11月 5日一部改正〕

「地域振興に係る補助金」の採択、及び交付に関する基準は、「公益財団法人東京都島しょ振興公社補助金等交付規則」（平成元年11月16日規則第2号）及び「地域振興に係る補助金交付要綱」に定めるもののほかはこの細則の定めるところによる。

1 補助対象者について

補助対象者は、補助対象事業を補助事業年度にとどまらず、引き続き継続して実施できる者とする。

2 補助対象事業について

補助対象事業は原則として次に掲げるすべての条件を満たす事業とする。ただし、理事長の承認を受けたときはこの限りではない。

- (1) 補助事業の成果が補助団体のみにとどまらず、地域全体への波及が期待されるもの。
- (2) 単なる設備投資ではなく、補助事業の趣旨にのっとった目的を達成するための事業。
- (3) 商品開発、漁法開発、栽培方法の開発等については、当該地域においてそれらの産品の開発、技術の確立が成されていないもの。
- (4) イベント等一過性の事業ではないこと。
- (5) 過去に不採択とされた事業内容と同一事業ではないこと。
- (6) 当該補助金の交付を既に受けている事業ではないこと。

3 報告及び調査について

理事長は、補助金の交付に関し必要があるときは、申請者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項について調査することができる。

4 補助事業により取得した財産の取り扱いについて

補助事業により取得した財産（備品等）は補助事業期間終了後も補助団体が善良なる管理者の注意をもって所有、活用すること。

5 財産の耐用年数について

財産の耐用年数表については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準ずる。

附 則

この細則は、平成2年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年2月23日から施行する。（平成18年2月23日一部改正）

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月2日一部改正)

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年2月17日一部改正)

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。(平成26年11月5日一部改正)